

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	受益者への補償金額負担命令			根拠条項	第177条第14項		
処分基準	<p>知事は、法第百七十七条第十四項で準用する第六項の規定により、第十三項第一号又は第二号に規定する処分によって利益を受ける者があるときは、県は、その者に対し、同項の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次